

* * * 就学援助制度のお知らせ * * *

1 就学援助とは

生活が苦しく学校納付金等が払えないなど、経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費など学校にかかる費用の一部を援助する制度です。

2 援助の対象となる方

(1) 生活保護を受けている方

(2) ①~⑥のいずれかに当てはまる方で、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活困窮^(※1)していると認められる方

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ①生活保護が廃止になったが、今なお生活が困窮している | ④保護者の職業が不安定または失業による生活困窮 |
| ②世帯全員が市民税非課税または減免を受けている | ⑤保護者が不慮の事故、災害、疾病等による生活困窮 |
| ③児童扶養手当を受給している | ⑥特別な事情により生活困窮している |

※いずれの場合も、住宅ローン・借金等債務の返済、習い事・学習塾等への出費については生活困窮として認められません

(※1) 生活困窮とする 収入のめやす	家族構成	大人 1 人 小学生 1 人	大人 1 人 中学生 1 人 小学生 1 人	大人 2 人 中学生 1 人 小学生 1 人
	年間収入めやす (同居する全員の合計)	約 240 万円	約 320 万円	約 370 万円

※ 世帯分離していても、同じ住所に住んでいる場合は、その方の収入も含めます

※ 単身赴任中または別居の保護者の収入を含めます

※ 家族構成や生活・資産の保有状況によっては、収入がめやす以下であっても対象とならない場合があります

3 援助の内容

(1) 生活保護を受けている方

- ①修学旅行費 ②医療費^(※2)

(2) 生活保護を受けている方に準ずる程度に生活困窮していると認められる方

- ①学用品費 ②校外活動費 ③入学準備費 ④修学旅行費 ⑤給食費^(※3) ⑥医療費^(※2)

(※2) 学校の検診で治療指導を受けた疾病(う歯・トラコーマ・結膜炎など)の治療費に限ります

(※3) アレルギー疾患等で学校給食の提供を受けていない方も受給できる場合があります

4 申し込み方法 提出書類を期限までに提出してください

(1) 提出書類

- ・就学援助申請書
- ・添付書類(同居人全員分)

※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、および別居の保護者の記載・添付が必要です
※お知らせ裏面の記入例・注意事項をよくお読みになり記入してください

収入の状況	添付する書類(※コピー可)	注意事項
自営業など事業所得がある方、または確定申告等をされた方	R2 年分確定申告書の控え、または R3 年度市・県民税申告書の控え	●所得(課税)証明書は添付できません ●添付書類にマイナンバー(個人番号)の記載がある場合は、番号が見えないよう黒塗りするなどして提出してください
給与収入がある方(パート・アルバイト含む)	R2 年分源泉徴収票	
公的年金がある方(国民・厚生・共済年金)	R2 年分源泉徴収票、または年金振込通知書等	●税の申告をしていない方は認定できませんので、必ず申告を済ませておいてください
失業手当があった方(R2 年中)	受給資格者証の写し	
遺族年金または障害年金があった方(R2 年中)	年金証書、または年金振込通知書等	●申請内容によって、そのほか書類等を追加で提出していただく場合があります
収入がなかった方	R3 年度市・県民税申告書の控え ※税法上の被扶養者であれば不要	

(2) 提出期限・提出先 **4月16日(金)まで**に学校または学事課へ提出(期限後も随時受け付けています)

※お子様が別々の学校(小学校と中学校など)に在学する場合は、それぞれの学校に提出が必要です

※認定審査結果は6月下旬に学校を通じてお知らせします(書類等に不備がない場合)

5 申請に関する注意事項

(1) 昨年度認定された方も、引き続き援助を希望される場合には申請が必要です。ただし、現在、生活保護を受けている家庭は申請不要です。

(2) 就学援助(入学準備費)の入学前支給の認定を受けた小学校1年生のお子様については申請不要です。

ただし、そのお子様以外に小中学生のお子様がいる場合は申請が必要です。

(3) 就学援助申請後に、転居や家族構成に変更等がありましたらすみやかに学事課までご連絡ください。

(4) 申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず援助の対象となりません。